

議事

(3) 報告事項について

- イ 「函南町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について

「函南町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」

の策定について

1 策定の背景

令和7年に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」が改正され、これに伴う政令や省令が整備された。改正された給特法第8条第1項に基づき、各教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することが義務付けられた。

これは、教育職員の健康と福祉を確保し、学校における働き方改革をより実効的なものにする事、また教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立させ、子供たちにより良い教育を提供できる環境を整えることを目的とするものである。

なお、この計画を策定、または変更した際には、総合教育会議への報告が義務付けられており、地方公共団体全体で環境整備に取り組むことが求められている。

2 国の基本方針と目標

国は、教育職員の専門性や職務の特殊性を踏まえつつ、長時間勤務の実態を解消するため、以下の指針を示している。

○削減目標

令和11年度（2029年度）までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間を平均30時間程度に削減する（上限は原則としては月45時間、年360時間以内）

○在校等時間の把握

タイムカード等、客観的な方法で教育職員の「在校等時間」を適切に把握・管理する

○処遇の改善

多様な経験と能力が求められる教師の職務に見合うよう、教職調整額を給料月額額の4%から10%へ引き上げる方針（令和8年度から令和12年度にかけて段階的に実施予定）

3 函南町における計画の趣旨

参考資料4-1

函南町では「豊かな感性と『生きる力』をもつ子どもの育成」を教育目標に掲げている。この実現には、教職員自身が心身ともに健康で、生き生きと児童生徒に向き合える環境が不可欠である。本計画は、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立させ、より質の高い教育を実現するためのものである。

4 函南町の現状と課題

- ・ 成果：令和5年度から中学校の部活動終了時間を16時30分に固定したことで、時間外在校等時間は大幅に減少した。
- ・ 課題：令和6年度の実績では、月45時間を超える教職員が小学校で約29.6%、中学校で約35.8%存在している。特に、教頭や教務主任など特定の職位への負担集中や、成績処理期などの特定時期の長時間勤務が課題となっている。

5 達成すべき目標（令和8年度～10年度）

国が掲げる目標を踏まえ、以下の数値を達成することを目指す。

- ・ 時間外勤務：1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
1か月あたりの時間外平均を30時間程度にする。
- ・ 休暇・健康：年次有給休暇の平均取得日数を15日
ストレスチェックによる高ストレス者の割合を5%程度にする。
- ・ やりがい：仕事へのやりがいを感じる教職員の割合を90%程度にする。

6 具体的な取組内容（「業務の3分類」に基づく役割分担）

参考資料4-2

教職員が「教師でなければできない業務」に専念できるよう、町全体で業務の見直しを行う。

- ・ **学校以外が担うべき業務**
 - 給食費の公会計化：令和8年度より実施。教職員の事務負担を解消する。
 - 登下校・夜間対応：地域ボランティアや保護者との連携を強化。教職員による見回りや補導対応を原則行わない体制を構築する。
 - 苦情対応：学校で対応困難な過剰な苦情には、教育委員会が直接対応する体制を整え、必要に応じて弁護士等の専門家も活用する。
- ・ **教師以外が参画すべき業務**
 - ICT・施設管理：ICT支援員の巡回や民間委託の検討により、機器管理やプール等の施設管理における負担を軽減。
 - 部活動：合同部活動への移行や地域展開（外部指導者の活用）を進める。
- ・ **教師の業務だが負担軽減を図る業務**
 - 人的支援：スクール・サポート・スタッフを全校に配置。採点補助や資料作成を支援する。
 - DXの推進：自動採点システムや生成AI利活用のガイドライン整備により、文書作成やデータ集計を効率化する。

7 学校における措置の推進

- ・ 教育課程編成： 標準時数を踏まえた適切な年間総授業時数等の設定をする。
- ・ 電話対応： 原則として7時30分から勤務終了後1時間程度までとし、それ以外の時間は自動音声対応とする。
- ・ 健康確保指導： 月80時間を超える教職員に対しては、管理職による適切な声掛けと実態把握を行う。
- ・ 休暇取得促進： 夏季休業中の学校閉庁日の設定や、定時退庁日の導入を推進する。

8 今後のフォローアップ

本計画の達成状況は、毎年度函南町のホームページで公表するとともに、総合教育会議にて報告する。長時間勤務が常態化している学校に対しては、教育委員会が個別の聞き取りや指導を行い、速やかな改善を図る。

函南町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

函南町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状
2. 目標
3. 計画の期間
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

「函南町教育大綱」においては基本目標「生涯にわたる、学びを支える教育・文化づくり」、また「函南町教育推進構想」においては園・校の教育目標を「豊かな感性と『生きる力』をもつ子どもの育成」とし、その実現に向けた方針として、

- 1 「豊かな心」を育む道德教育 ～思いやりの心、人権を尊重する心の育成～
 - 2 「確かな学力」を育む学習指導 ～GIGA スクールにおける学びの充実～
 - 3 「健やかな心身」を育む健康教育 ～「スポーツのまち函南」の推進と健康の保持増進～
 - 4 「創造力・表現力」を育む読書活動 ～「読書のまち・かなみ」の活動の充実～
 - 5 「人間性・社会性」を育む体験活動 ～コミュニティー・スクールの運営と活用～
- を掲げている。

これらを推進するためには、教育職員一人一人が心身ともに健康で、心にゆとりをもち、生き生きと児童生徒に向き合うことが何よりも大切であり、学校における働き方改革は急務となっている。

本計画の策定により教育職員の勤務状況が改善されることで、時間的、精神的なゆとりが生まれ、これまで以上に授業やその準備、専門性を高めるための時間の確保、また、自身の人間性や創造性を磨くゆとりの確保につなげたい。そして、働きやすさと働きがいと両立させながら、より質の高い教育を実現し、「豊かな感性」「生きる力」を備えた函南町の子どもたちの育成がいつそう図られることを期待する。

(2) 本町の現状

- 本町では、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、令和3年4月「函南町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- 令和5年度より中学校部活動の時間を年間通じて16時30分終了と定めたことにより、中学校における教育職員の時間外在校等時間がそれ以前と比較し、大幅に減少している。
- こうした取組により、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	35時間13分	29.63%	2.78%
中学校	39時間54分	35.83%	4.17%

- 全体の状況は改善に向かっているものの、個別にみると、教頭、主幹教諭、教務主任等、立場によっては依然として業務負担が大きい。
- 年度始めや成績処理期間、学校行事等が重なる時期においては、全体的に時間外在校等時間が多くなる傾向にある。
- 各校においては、会議や学校行事等の見直し、実施方法の工夫等をしながら組織的な対応を進めていくことで、教育の質の向上を目指すために必要な時間的余裕を創出することが重要となる。
- 町教育委員会においては、会議や調査、依頼事項等の精選とともに、さらなる人的、物的支援の検討を進める。また、学校運営協議会や地域学校協働本部、各関係機関との連携・協力体制を強化しながら、学校の業務改善を支えていく。
- これらを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものとする。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日とする 【14.7 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5 %程度にする 【6.96%】
- ・ 学校評価アンケートにおける業務改善、ワーク・ライフ・バランスに関する項目「ワーク・ライフ・バランスを意識し、仕事以外に自分の時間をもつことができている」に対する教職員の肯定的な回答の割合を 90%程度にする 【87.5% (一部学校における参考値)】
- ・ 学校評価アンケートにおける仕事へのやりがい、働きがいに関する項目「専門性を発揮しながら教育活動に取り組み、やりがいを感じている」に対する教育職員の肯定的な回答の割合を 90%程度にする。【新設】

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に

削減するという国の目標を踏まえ、年度ごとに実現すべき取組内容や達成目標を確認しながら段階的に進めていくこととする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・教育委員会、学校運営協議会が中心となり、地域学校協働本部や保護者、地域住民によるボランティア、交通安全指導員等が担う体制を構築する。

- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3分類」②関係）
 - ・勤務時間外の見守りについては、基本的に保護者や地域住民、その他関係者が担う体制に委ねることとする。
 - ・学校警察連絡協議会等において、児童生徒が補導されたときの第一義的責任を有するのは保護者であるという認識を共有し、児童生徒の指導に関して緊急の措置が必要な特別な場合を除き、学校による対応は行わないこととする。

- ◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・学校給食費については令和8年度より公会計化を実施する。その他学校徴収金についても徴収、運用方法について検討していく。
 - ・修学旅行や卒業アルバム等にかかる代金等については、保護者が直接事業者へ納入する等、学校での現金の取扱いはもちろん、徴収・管理にかかる事務負担を軽減する。

- ◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
 - ・地域学校協働活動推進委員が中心となって連絡調整を行うものとする。
 - ・地域との連絡調整については、教頭等に責任や負担が集中しないよう校内にて適切に役割分担を行う。

- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・保護者等からの過剰な苦情、不当な要求等については、教育委員会にて直

接対応する体制を整える。

- ・必要に応じて弁護士等の専門家への相談を行うなど、教育委員会等の行政機関の責任において対応していくものとする。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・教育委員会において、学校への回答依頼、または児童生徒等への周知依頼のために学校に送付される文書等の量の縮減に努める。
- ・各校においては、校務支援システムの機能等の効果的な活用により調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・共同学校事務室の機能を最大限に活用し、学校事務処理の適正化、効率化を促進する。

◆学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理や ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑦⑧関係）

- ・教育委員会と連携し、計画的または必要に応じて ICT 支援員が各校を巡回することで ICT 関連の事務負担を軽減する。
- ・状況によっては民間事業者が対応に当たることができるよう協力体制を構築する。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・授業等に付随して行うべき日常点検は、教育職員が中心となって行うものとし、その他管理業務については、民間事業者への委託等を検討していく。

◆児童生徒の休み時間における安全配慮（「3分類」⑩関係）

- ・あらかじめ必要な安全指導、配慮等を行った上で、学校支援員等が中心となって見守りを行う。また、必要に応じて学校の職員等の輪番等をもって負担軽減を図るものとする。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・今後の生徒数の推移を見通しながら合同部活動への移行を進め、指導担当の輪番等による負担軽減を図る。
- ・社会教育との連携により、外部指導者や部活動指導員、クラブチーム等の調整に努め、地域展開につなげていく。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を推進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等、補助的な業務を行うスクール・サポート・スタッ

フを全校に配置する。

- ・校務支援システムの機能やクラウドツール、自動採点システム（中学校のみ）等のデジタル技術を効果的に活用できるようにすることで、授業準備や採点作業、成績処理等に係る業務の負担軽減を図る。
- ・生成 AI を効果的に利活用することができるよう、町教育委員会においてガイドラインを整え、教育職員の文書作成、データ集計等に係る業務の負担軽減を図る。

◆学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・学校行事にかかる準備・運営等における教育職員と事務職員、スクール・サポート・スタッフ等との協働を促進する。また、教頭や主幹教諭、教務主任、行事等の担当者だけに負担が偏ることがないように校内で業務を分担する。保護者や地域学校協働本部への支援要請も積極的に行う。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・医療的ケア看護師、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を各校の実態に応じて派遣する。
- ・教育支援センターの有効活用、子育て支援課、福祉課等との連携強化を図り、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

（2）学校における措置の推進

学校においては次の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、標準時数を踏まえ、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・勤務時間の自己管理及び客観的把握のため、勤怠管理システムを活用する。
- ・電話対応は、原則7時30分から勤務時間終了後1時間程度までとし、これ以外の時間帯は自動音声対応とする。緊急時は教育委員会にて対応する。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉の確保のため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員に対しては、管理職が適切な声掛けを行い、勤務内容及び心身の状態の把握に努める。
- ・全校においてストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を職場改善に活用していく。
- ・夏季休業中には、学校閉庁日を設け、年次有給休暇を連続して取得しやす

い環境づくりを行う。

- ・各学校においては、定時退庁日を設けるなど、業務改善「夢」コーディネーターを中心に持続可能な工夫した取組を実施する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の時間外在校等時間にかかる目標の達成状況等を把握し、毎年度函南町のHPにて公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告を行うものとする。
- ・町校長会において、各学校の1箇月時間外在校等時間を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときには、当該学校への聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となることが常態化している教育職員がいる学校や、業務の過度の持ち帰りが課題となっている学校に対しては速やかに状況が改善されるよう当該学校に対する個別の支援、指導等を検討する。
- ・業務改善検討委員会を実施し、各学校における具体的な働き方改革の取組について情報共有を行う。本計画を周知し、管理職向けにマネジメントに関する研修も取り入れながら、学校運営協議会での協議も踏まえ、各学校の実状に合わせて取り組んでいくようにする。
- ・保護者や地域の理解促進のため、首長部局とも連携し、各自治会等に対しても、学校だよりの回覧等により、本計画における「業務3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知する。

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**サービス監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」に反映。
- 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校ごとの議論**を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等**
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応**
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）**
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等**
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応**

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答** | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理** | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理** | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理** | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠** | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮** | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃** | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動** | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応** | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備** | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理** | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営** | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備** | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応** | 専門スタッフとの協働等を促進